有体物提供契約書（無償、大学、公的機関、バイオ系）

　国立大学法人広島大学（以下「甲」という。）と、○○○○法人○○○○（以下「乙」という。）とは、甲所属の（部局名 職名 氏名）（以下「○○職名」という。）が研究成果として保有している有体物（以下「本件有体物」という。）を、乙が行う研究目的のために提供することに同意し、以下のとおり約定する。

（目的）

第1条　本契約は、甲が本件有体物を乙に提供するに当たり、本件有体物及び本件有体物から派生する成果の取扱いについて定め、以て、本件有体物の適正な管理を行うことを目的とする。

（本件有体物、その子孫、派生物、及びそれらの所有権）

第２条　本件有体物、及びその子孫（乙が作成した、遺伝子修飾・改変を経ずに増殖・繁殖・派生した子孫。修飾されていない細胞株のサブクローン、本件有体物から純化又は分取されたサブセット、甲が提供するＤＮＡ／ＲＮＡから発現したタンパク質、又はハイブリドーマから分泌されたモノクローナル抗体を含むが、それらに限られるものではない。）、本件有体物の修飾・改変物（乙が遺伝子操作により本件有体物の一部又は全部を含み作成したもの）は本件有体物とみなし、甲の所有物である。

（本件有体物の提供）

第３条　甲は、本件有体物を、本契約締結をもって、乙に無償で提供する。

２　甲は、本契約締結後３０日以内に第１回目の提供を行うものとし、その条件は、次のとおりとする。

（１）本件有体物の名称等：○○○（規格又は識別番号等がある場合は併せて記載）

（２）提供数量：○○（単位）

（３）梱包・運送費等：乙の実費負担

３　第２回目以降の提供数量及び時期等については、必要に応じて甲乙協議して決定する。

４　乙は、本件有体物を受領したときは、甲に対して受領書を提出するものとする。ただし、送付書又は当該送付書に相当する電子記録を以て受領書に替えることができる。

５　本件有体物に関する著作権、産業財産権をはじめとする一切の知的財産権は甲に帰属し、本契約に明示して定める事項を除き、本契約の如何なる定めも本件有体物に関する知的財産権についての移転及び許諾を定めるものではない。

（目的外使用の禁止）

第４条　乙は、本件有体物を、「○○○○に関する研究」のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

２　乙は、本件有体物の使用に当たり、日本の法令及び人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針等を遵守し、かつ公序良俗に反する行為を行わないことを保証する。（ケースにより特に不要な文言は削除又は追加）

３　乙は、本件有体物を、ヒトの治療、診断又は飲食物等として直接使用してはならない。

（不保証と免責）

第５条　本件有体物は、甲の研究過程において得られた実験的又は研究的性格を有するものであり、甲は乙に対し、本件有体物について明示・黙示を問わず如何なる保証も行わない。甲は本件有体物が第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証をせず、かつ商品性又は特定目的への適合性の保証をしない。また、甲は、乙の本件有体物の使用又は保有によって生じた如何なる結果・損害についても一切その責任を負わず、かつ直接又は間接を問わず如何なる損害賠償の責任も負わない。

（第三者への開示）

第６条　乙は、甲の事前の文書による同意を得ることなく、本件有体物を第三者に開示又は提供してはならない。

２　乙は、甲の事前の文書による同意を得ることなく、本件有体物から得られた研究成果物又は本件有体物に変更を加えることによって得られ、かつ本件有体物の主要な特性を備えた成果物を、第三者に開示又は提供してはならない。

（秘密保持）

第７条　乙は、本件有体物に関して甲から提供された情報（必要に応じ特定する。）を秘密に保持しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

　(１)　甲から提供された時点で、既に公知の情報

　(２)　甲から提供された後、乙の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

　(３)　甲から提供された時点で、既に乙が保有していた情報

　　　(４)　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を課せられることなく正当に入手した情報

　(５)　甲から文書により第三者への開示を許可された情報

２　甲は、乙から秘密である旨を明示して提供された情報並びに次条第１項の規定に基づき乙から報告を受けた未発表の研究成果を、乙の事前の文書による同意を得ることなく、第三者に漏洩開示してはならない。

（研究成果の報告・発表）

第８条　乙は、本件有体物の使用状況について、甲が本件有体物提供後、少なくとも６か月に１回は○○教授に報告しなければならない。（報告が不要の場合は削除可。期間は任意設定可）

２　乙は、本件有体物を用いて行った研究の成果を○○教授に速やかに報告しなければならない。

３　乙が、前項の研究の成果を学会又は論文等により発表する場合には、事前に甲の文書による同意を得るとともに、本件有体物が甲から提供されたものであることを明示しなければならない。また、甲は、当該発表について共同発表等の条件を付すことができる。

（研究成果の取扱い）

第９条　本件有体物を用いた乙による研究成果は、原則として甲乙の共有とする。ただし、当該研究成果が、甲から提供された秘密情報又は本件有体物の主要な要件を使用することなくなされたものであることが明白な場合には、乙は、甲の文書による了解を得た上で、乙の単独所有とすることができる。

２　前項に規定した共有の研究成果について、特許出願等の知的財産権による保護手続きを行う場合には、甲乙の連名で行うものとし、具体的な手続きは、甲乙協議して決定する。

３　甲又は乙が、第１項に規定した共有の研究成果を第三者に提供する等の当該研究成果の活用を図るときは、その活用に関する対価等の取扱いについて、甲乙別途協議して決定する。

（乙の使用の中止）

第１０条　乙が、本件有体物の使用を中止したとき、又は終了したときは、乙はその旨を直ちに甲に文書にて通知する。

２　前項の場合において、乙の元に本件有体物が残留しているときは、乙は直ちに残留している本件有体物を処分するものとする。

（有効期間）

第１１条　本契約の有効期間は、本契約締結日から○○年○○月○○日までとする。ただし、第７条、第８条第３項及び第９条の規定については本契約終了後もさらに５年間有効（必要に応じ変更可）とする。

（協議）

第１２条　本契約に定めのない事項又は本契約の規定に疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議して解決するものとする。

　本契約成立の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 広島県東広島市鏡山一丁目３番２号  国立大学法人広島大学  分任契約担当職  理事（社会連携・基金・校友会担当）津賀　一弘　印 |
| 乙 | （上記に準じ記載） |